

# 定期積金

2024年4月15日現在

商品名 (愛称)	定期積金 〈年金優遇積金隔月掛〉
販売対象	・当金庫で公的年金（国民年金・厚生年金・各種共済年金等）を受給している個人の方
期間	・2年6ヵ月（総払込回数15回）
払込	(1) 払込方法 ・年金受取月に契約していただき、以後2ヵ月毎（年金受給月）に年金受取口座から15日（当金庫休業日の場合は翌営業日）に自動振替にて払込みいただきます。 (2) 払込金額 ・2ヵ月毎に20,000円以上 (3) 払込単位 ・千円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
利息	(1) 適用金利 ・固定金利 ・契約時の店頭表示利率に0.025%を上乗せし、証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 (2) 給付補填金の支払方法 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 (3) 計算方法 ・給付補填金は付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	・個人の給付補填金には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（なお、マル優（少額貯蓄非課税制度）は利用できません。） ※2037年12月31日までに支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
付加できる特約事項 手数料	-----
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合または満期日において掛金総額に満たない場合は、解約日の普通預金利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
金利情報の入手方法	・金利（年利回り）は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置	・本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0770-22-9433）、苦情等は、営業店または総務部（9時～17時、電話：0770-22-9430）にお申し出ください。
紛争解決措置	・福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もありません。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

# 定期積金

2024年4月15日現在

商品名 (愛称)	定期積金 〈年金優遇積金隔月掛〉
-------------	------------------

その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。</li><li>・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。</li><li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって1預金者あたり元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</li></ul>
------------	--